

平成20年8月18日

横浜市長 中田 宏 様

## 武田薬品工業株新研究所計画に関する要望書

武田問題対策連絡会

連絡先 竹岡 健治

住所、横浜市栄区

電話、045

日頃、市政運営にご精励頂き感謝申し上げます。

標記の件につき以下の通り申し上げます。

武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」という。）が鎌倉市と藤沢市に位置する旧湘南工場敷地に計画した新研究所建設事業は、神奈川県環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）に基づき現在県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）にて事業者の作成による環境影響予測評価書案（以下「アセス評価案」という。）の審査が進行中です。

危険性の高い病原体を扱う P3 施設関連を含め予測される研究実験内容に関する情報が乏しいうえに、人口稠密地域で不測の事態を防ぎにくい立地や、異常に大量の水、大量な空気を消費すること、病原体の完全な「物理的封じ込め」は不可能であることなど、本年3月に市民が意見書を提出し多くの疑問点を提起しました。しかし、事業者の回答に当たる「見解書」（5月に縦覧）を精読しても疑問は解消せず、ことにバイオ関連については逆に不安が募るばかりでした。

私どもは、新研究所の活動により、自らの生命・健康を損ない生活環境を悪化させる可能性が大きいと危惧しております。7月5日の公聴会においても21名の公述人全員がそれぞれの懸念を県に訴えました。

7月21日に開かれた武田薬品主催の説明会においても、住民の質問にたいして事業者からは誠意ある具体的回答は得られず、依然として私どもの不安と恐怖の念は払拭されていません。

かかる事態の下で、このたび、武田薬品新研究所建設によって影響を被る藤沢、鎌倉両市民及び横浜市民が上記「武田問題対策連絡会」を結成し、添付資料のように、アセス評価案からバイオ関連が除外され住民の不安に答えていない問題点を、武田薬品宛て公開質問状にとりまとめました。

（別添資料「新研究所計画に関する公開質問状」参照）

私どもは今回の事態を、県のアセス条例に起因する「武田薬品のずさんなアセス

評価案」によると考えております。ついては、武田薬品と県は、バイオ関連についてアセスのやり直しをすべきである、と考えます。

神奈川県のアセス条例は、条例で定める評価項目（施行規則第3条関連）について、事業者の評価書案を作成させ、それを20人の評価委員から成る審査会が審査することとなっていますが、関係地域住民にとって最も重要なバイオ災害リスクにかかわる検討は、今回の評価項目の中に含まれていません。昭和55年に制定されたこの条例は、もともとバイオ災害を想定外としていたと考えられ、今回、武田薬品の研究所進出の事態に際し審査担当する20人の評価委員の選任にしても、最も重要な分子遺伝学、バイオ実験技術またその危機管理などの専門家は、唯の一人も入っておりません。

従って、事業者（武田薬品）は、条例とバイオ災害を、まともに取り扱う必要はなく（条例上の不備）、事実、評価書案の中でバイオ災害リスクについて評価し、それを説明・分析し、対策を定めることなどについては、何も記されておられません。

その後、市民の安全にかかる懸念からの数々の意見書という形での質問に対しても、武田薬品の見解書の中での回答ぶりは、「関係法令に基づいて適切に対処することにより、住民の安全は担保されている」といった、およそ根拠にならない抽象的な一言で済ませてあるところが12ヶ所もあり、武田薬品は、住民に対し科学的で具体的な説明を全く忌避しているといえます。また、条例で決められている19の評価項目のうちでも、住民にとって公害上最も重要な「水質汚濁」、また低地の液状化対策との関連で重要な「地盤沈下」、さらに「文化財」などの9項目がなぜか採り上げられておらず、きわめて不完全なアセス評価案となっています。端的に言えば、社外にたいしバイオ関連など除外項目は自社の計画の策定に際し配慮する項目ではない、と結論したものとししか理解できないこととなります。（武田薬品の記述によれば「選定しない理由」は、「環境に与える影響はほとんどない」という解釈だそうです。）

採り上げられた「大気汚染」「悪臭」、また「廃棄物・発生土」の項目についても、当研究所が、大規模な動物実験室と、実験済み動物の火葬場（注1）、大規模廃棄物の焼却炉2基（注2）を併置した巨大なバイオ研究所（注3）としての観点からして、適切な環境影響の分析を行ったとはとてもいい難しいものです。

（注1） 1.8トン/日(6時間稼動)...15kgの猿換算120匹/日、

（注2） 各200kg/時

（注3）、排気量 東京ドーム150杯/日、水使用量4300立方メートル/日...50mプール2杯分/日

結論的にいえば、評価書案は、「環境アセスメントとは言えないほどずさんな内容」ということであり、先月の県の公聴会において 21 名の公述人が、市民の生命と健康および生活環境についての危惧を表明したのも、基本的に「ずさんなアセス評価案」に原因があります。

については、横浜市長におかれまして、この点をご参酌いただき神奈川県にたいしアセス評価のやり直しをご要請されますよう、お願いいたします。

横浜市民の健康と安全を守り、また住みよい環境を守るため、今後市長のご尽力をお願いすることも多くなることと思いますが、本件にたいして格段のご高配をお願い申し上げます。

以上